

4. 地域からの要望

山形県、酒田市、NPO 等が漂着ゴミ問題を解決していくために、法整備を含めさまざまな問題点があり、その抜本的な対応を要望としてとりまとめた。

また、共通調査におけるペットボトルの国別割合からみて、韓国、中国などの海外から約3割が飛島に漂着していることから、飛島のように日本海に浮かぶ離島は、包括的に国からの支援が必要であると考えられる。

4.1 国による法制度の整備

4.1.1 海岸法について

海岸管理者である山形県に対して、「管理海岸の清潔の保持」が義務付けられているが、どの程度の「清潔さ」(ゴミの量、清掃頻度も含む)を保持すればいいかが明文化されていないため、優先順位が下がる傾向がある。そのため法律を整備し、明文化されることが望まれる。

4.2 強力な実効性のある財政的支援

4.2.1 山形県への支援

「災害等廃棄物処理事業補助金」や「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」はあくまで補助金であり、災害時にしか利用できない。海岸管理者が「管理海岸の清潔の保持」をする上で、恒常的な財政支援が望まれる。

なお、「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、150 m³以上であれば災害時以外にも利用できる。

4.2.2 海岸線を有している自治体への支援

赤川の流域のほとんどが鶴岡市であるが、河口部を有している酒田市が、漂着ゴミの処理費用を負担することになる。このように、海岸線を有している地方自治体とそうでない自治体との不平等が顕著であるため、海岸線を有している自治体への財政支援が望まれる。

4.3 補助金制度について

4.3.1 災害等廃棄物処理事業補助金について

災害の場合、漂着量の規定はないが、飛島のように冬季にかなりの頻度で災害要件を満たす場合は、1回の災害でなく半年の蓄積を災害と見なすかどうかの規定を明記することが望まれる。

災害でない場合、要件である150 m³は、小さな海岸では現実味が薄いため、相当程度の容量に引き下げることが望まれる。

また、補助金の申請は、海岸管理者である山形県ではなく酒田市となるため、申請に際して窓口が一本化できない。そのため、使いやすい制度とするために、補助金の申請を海岸管理者に変更するなどの対応や申請の簡略化、補助率の引き上げが望まれる。

4.4 発生抑制対策について

海岸に漂着するゴミのうち、ペットボトルやレジ袋等、不注意やポイ捨てが原因と考えられる生活系のゴミが多いことが当調査にて分かった。そのため、ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてデポジット制の導入が望まれる。